

# 子どもの貧困対策に関する検討会 第1回議事録

日 時：平成26年4月17日（木）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎7号館13階共用第1特別会議室

出席者：

（構成員（敬称略））

宮本みち子座長、新保幸男座長代理、大塩孝江、小河光治、末富芳、高橋遼平、  
鉄崎智嘉子、道中隆、山野則子、大山典宏

（内閣府）

森まさこ内閣府特命担当大臣（子どもの貧困対策担当）

阪本和道内閣府審議官

岩淵豊子ども若者・子育て施策総合推進室長

加藤弘樹政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）

（文部科学省）

有松育子大臣官房審議官（生涯学習政策局担当）

大谷圭介生涯学習政策局参事官（連携推進・地域政策担当）

（厚生労働省）

鈴木俊彦大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭局担当）

小野太一雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

## 議事次第

1．開 会

2．森内閣府特命担当大臣挨拶

3．検討会の開催趣旨及び構成員紹介等

4．議題

（1）子どもの貧困対策の推進に関する法律と本検討会の進め方について

（2）政府における取組状況について（内閣府、文部科学省、厚生労働省）

（3）自治体における取組状況について

大山構成員発表

（4）自由討議

5．閉 会

岩淵室長 ただいまから、第1回「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

検討会の開催に当たりまして、森内閣府特命担当大臣から挨拶を申し上げます。

森内閣府特命担当大臣 森まさこでございます。

皆様には、子どもの貧困対策に関する検討会の構成員をお引き受けいただき、ありがとうございます。

政府の調査によれば、我が国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しく、また、生活保護世帯の子どもの高校等進学率も全体と比較して低い水準になっています。こうしたことを背景に、昨年6月に議員提出による子どもの貧困対策の推進に関する法律が全会一致で成立をし、本年1月に施行されました。

政府では、同法に基づき、総理を会長とする子どもの貧困対策会議において、大綱の案を本年7月を目途に作成し、閣議決定することとしております。本検討会では、構成員の皆様から幅広く御意見を伺い、大綱案に盛り込むべき事項を取りまとめていただきたく思います。構成員の皆様が専門的な知見やさまざまな御経験をもとに、闊達な議論がなされることを期待しています。

日本の将来を担う子どもたちは国の一番の宝です。貧困は子どもたちの生活や成長にさまざまな影響を及ぼしますが、その責任は子どもたちにはありません。子どもたちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備、教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要です。全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、社会の実現を目指し、政府の子どもの貧困対策のもととなる大綱の策定に向けて、皆様の格段の御協力をよろしくお願い申し上げます。

岩淵室長 ありがとうございます。

森大臣は公務がございますので、ここで退席いたします。

(森内閣府特命担当大臣退室)

岩淵室長 それでは、初めに事務局から本検討会の開催趣旨の説明、構成員の紹介及び配付資料の確認をさせていただきます。

加藤参事官 失礼いたします。

事務局から、まず、本検討会の開催趣旨について説明いたします。

まず、資料1をごらんください。

法律の概要のペーパーでございますが、こちらの中ほどに米印を打った箇所がございます。「衆議院厚生労働委員会決議」となっております。子どもの貧困対策法の法案審議の過程で、この委員会決議を受けているものでございまして、内容にありますとおり、「政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や

貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること」という決議を受けているものでございます。

このことも踏まえまして、本検討会は、去る4月4日開催の第1回子どもの貧困対策会議、これにつきましては、資料2でございます。閣僚の対策会議のメンバーの名簿になってございますが、5人の閣僚になっております。こちらで決定されました子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について、これは次の資料3でございます。この作成方針に基づき、大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣のもとで関係者の意見を聴取する場として開催されるものでございます。これは特に資料3の3ポツ、一番下に掲げてございます。こういった方針を踏まえまして、この検討会が開催されるというものでございます。

次に、本検討会の構成員の皆様を御紹介いたします。

こちらにつきましては、資料4の後ろについております別紙をごらんください。皆様の名簿になってございます。

初めに、あらかじめ内閣府特命担当大臣の指名を受けまして、本検討会の座長をお務めいただきます放送大学副学長の宮本みち子様。

あらかじめ座長の指名を受け、座長代理をお務めいただく神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授の新保幸男様。

以下、名簿の順でございまして、全国母子生活支援施設協議会会長の大塩孝江様。

あしなが育英会奨学課長、小河光治様。

日本大学文理学部准教授、末富芳様。

大学生で日本学生支援機構奨学生、あしなが育英会奨学生の高橋遼平様。

全国母子寡婦福祉団体協議会副理事長の鉄崎智嘉子様。

関西国際大学教育学部教授、道中隆様。

大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授、山野則子様。

オブザーバーといたしまして、地方公共団体から埼玉県福祉部こども安全課養護担当主査、大山典宏様。

東京都荒川区子育て支援部参事、古瀬清美様。古瀬様は都合により、本日は御欠席です。

次に、事務局を紹介いたします。

内閣府から阪本和道内閣府審議官。

岩淵豊子ども若者・子育て施策総合推進室長。

文部科学省から有松育子大臣官房審議官。

大谷圭介生涯学習政策局参事官。

厚生労働省から鈴木俊彦大臣官房審議官。

小野太一雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長。

私は、内閣府子どもの貧困対策担当参事官の加藤弘樹でございます。どうぞよろしくお願いたします。

次に、本検討会の議事の公開について御報告いたします。

構成員の皆様にあらかじめお諮りした上で、本検討会の議事の公開につきましては、原則として、一般の傍聴をお認めすることにいたします。また、会議後に内閣府ホームページで議事要旨等を公表することといたします。御承知おきください。

次に、配付資料を確認いたします。

資料の議事次第のペーパーの下に配付資料の一覧がございます。そこも見ていただきながら、ここでは資料番号が付してある10点がございます。

資料1、子どもの貧困対策の推進に関する法律の概要から始まって、後ろに参考で3枚添えた資料でございます。

説明でも引きましたが、対策会議の構成員名簿が資料2。

資料3、対策会議決定の作成方針。

資料4、検討会の開催について。これは内閣府の大臣決定でございます。

資料5、この検討会の進め方の案でございます。

資料6、子どもの貧困への総合的な対応ということで、3府省で取りまとめました一覧の資料でございます。

資料7、文部科学省の施策説明の提出資料。

資料8、厚生労働省の同じく提出資料。

資料9、本日、大山構成員から意見発表をいただきますので、その提出資料でございます。

最後に、資料10、参考資料としてのデータをおつけしてございます。基礎的なデータとしての資料。

あと、別に添えまして、今回の法律の本体の条文の資料を参考としておつけしてございます。

本日、早速、構成員の皆様からの資料提供もございまして、追加で配付させていただきましたが、小河構成員からのA3の2枚を折っているものに、カラーのペーパーが差し挟まった一つぶりの資料と第1回の検討会原稿ということで、こちらは高橋構成員からいただいた、1枚折り込んでございますけれども、この資料を机上に置かせていただきました。あわせて大山構成員からは「生活保護200万人時代の処方箋」ということでの冊子の御提供がございます。

資料は以上でございまして、不足等がございましたら事務局のほうにお申し付けいただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

事務局からは以上でございます。

岩淵室長 それでは、ここから議題に入りますので、これからの進行につきましては、座長であります宮本先生にお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

宮本座長 それでは、議題を始めたいと思いますが、最初に少し御挨拶させていただきます。

本日の検討会、先日開催された子どもの貧困対策会議の一連の流れは、子どもの貧困に心を傷めて取り組んできた全国のさまざまな方々の期待を担ってスタートした大変重要な会議だと思っております。そういう意味で、私は座長を拝命したことに关しましても大変光栄に思っておりますし、この会議の中で大きな成果を上げていきたいと思っております。

先ほど森大臣からも御挨拶にございましたけれども、本検討会は大綱に盛り込むべき事項について検討し、整理をすることになっておりまして、大綱はことしの7月ということでございますので、かなりタイトな時間の中でその作業をすることになっております。時間の制約がありますけれども、構成員の皆様はそれぞれ長年この問題に関して取り組んでこられたということで、これまでの御研究、活動の経験をたくさん出していただきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

議題1、子どもの貧困対策の推進に関する法律と本検討会の進め方についてです。

事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

加藤参事官 それでは、説明申し上げます。

まず、法律の関係について説明いたします。

資料1をごらんください。関連法令の資料でございます。

法律の概要と、参考が続きますけれども、横紙のポンチ絵と関係します政令、厚生労働省の告示の一式の資料になってございます。別つづりで先ほども申し上げました法律本体もお手元にということでございます。

資料1の2枚目をごらんください。ポンチ絵で申し上げます。

子どもの貧困対策の推進に関する法律でございますが、この資料の左上の欄に「現状・背景」という欄がございます。ここにデータも引いて御紹介がありますが、ここにあるような我が国の子どもの貧困の厳しい状況を踏まえまして、法律は議員提出法案として昨年6月に国会では全会一致で成立いたしましたして、本年1月に施行されておるものでございます。

この法律に基づく対策推進の枠組みということで、この資料の真ん中から下の段の図になりますけれども、ここにございますとおり、国に総理を会長とする子どもの貧困対策会議を設置いたします。そこで幅広く関係者の意見を把握しつつ、大綱案を作成することとされています。座長からもございましたが、本検討会がその意見把握、意見をお聞きする場になるということでございます。

大綱案は閣議に諮られまして、閣議決定として成立いたします。そして、都道府県に向けましては、右に矢印が入っておりますけれども、都道府県におかれまして、大綱を勘案して、都道府県の子どもの貧困対策計画を策定する。その努力義務が課されているという

ことになっております。

大綱に掲げる事項といたしまして、その下の部分に掲げてございますが、基本方針、関係の指標とその改善に向けた施策、教育支援、生活支援、保護者への就労支援などが挙がっています。

資料としては、さらに参考で2枚おつけしてございまして、政令と厚生労働省の告示でございますが、これは政令の資料で、上の「必要性」のところにアンダーラインがありますとおり、これが法律の第8条6項でございすけれども、関連の指標であります「子どもの貧困率」と「生活保護世帯に属する子どもの高校等進学率」の定義を政令に譲って、政令で定めることにしてございまして、ちょっとテクニカルでございまして、その定義を書き上げているものになるわけでございます。

通常これはどういうデータを示すかとなれば、資料にも盛り込んでございましたとおりの通常扱われる子どもの相対的貧困率、または高校の進学率が使われる。特に内容的に特殊な規定になっているものではございません。ごく一般的な数値でございまして。

次に、資料3をごらんください。

大綱案につきましては、4月4日の対策会議でこの資料3の作成方針が決定されました。

作成方針の1では、大綱案を本年7月を目途に作成するとされてございます。

次に、資料5をごらんください。こちらがこの検討会の進め方でございまして。

構成員の皆様は、御予定をあらかじめ伺って調整いたしまして、資料5にございまして、今後の第4回までの開催日程を組ませていただいております。

調整上、やむを得ず、一部構成員の方々の御都合に合わない日程もございまして、この点はまことに恐縮でございますが、御理解、御容赦願いたいと思います。

本日の第1回、こちらにつきましては、政府の取り組み、自治体の取り組みの説明、紹介を受けて、自由討議としてございます。

第2回、第3回では、それぞれ検討テーマを立てまして、第2回が「教育の支援」「生活の支援」、第3回について「保護者に対する就労支援」「経済的支援」。これは主に扱うテーマということで、毎回、テーマを限るということではございませぬけれども、一応これを立てまして、そこに外部有識者の意見発表も織り交ぜて議論することとしております。

また、この資料に記載はございませぬが、今後の調整に譲っておったわけなのですが、構成員の皆様からも、御希望がございましたら、構成員の皆様、毎回の検討会でいろいろ意見交換、御意見をいただけるわけなのですが、御希望がございましたら、皆様の意見発表の場も御用意したいと思います。

本日の配付資料の中に1枚資料番号はないのですけれども、希望アンケートを添えさせていただきますので、こちらに意見発表を御希望の方につきましては、このペーパーに簡単にいろいろ書き込んでいただく必要はございませぬので、簡単に御記入いただいて、事務局まで御提出願いたいと思います。

本日、早速でも結構ですし、後日でも結構でございます。

よろしく願いいたします。

構成員の皆様の意見発表の機会というものも、またこれを織り込んでということにしたいと思います。

そこで、資料5の進め方に戻りまして、次の6月5日の日程にさせていただきます。

第4回というものをまとめの会としてさせていただきます。

ここで、資料を前後して恐縮です。資料1をごらんくださいませ。

資料1の一番下のこれは附則の関係の説明なのですが、ここにはございませとあり、法律の附則で制度を施行から5年後に見直しの規定がされております。

このことを踏まえまして、本検討会の取りまとめの形といたしましては、構成員の皆様から幅広く御意見を伺った上で、今後、5年程度を見据えて大綱案に盛り込むべき事項を整理していただきたいと考えてございます。

施策が将来的にも続くわけでございますが、法律の設計がそうなっておりますので、当面、今後5年間を見据えてのものということで御理解いただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

宮本座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の御説明について、御質問がありましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。

それでは、議題の(2)に入ります。

「政府における取組状況について」です。

内閣府、文部科学省、厚生労働省それぞれ御説明をお願いしたいと思います。

初めに、内閣府から御説明いただきます。

加藤参事官 まず、内閣府から説明いたします。

内閣府では、子どもの貧困対策に関して、今年度、閣僚の対策会議、また、この検討会の場、こういう対策会議等の運営でございますとか、あと年次報告の作成などとともに、子どもの貧困に関する調査研究を行うこととしてございます。

内容は、本検討会での御意見も参考といたしまして、今後の検討になりますが、子どもの貧困対策の策定、実施に役立つような調査研究に取り組みたいと考えております。

次に、子どもの貧困対策としての具体的な施策でございます。

これにつきましては、主に政府では文部科学省及び厚生労働省が担当いたします。

資料6をごらんください。

これは現行のものでございます。文科省と厚労省が、現在、それぞれに取り組んでいる、または取り組もうとしている施策の一覧表でございます。

法律に規定されております各種の支援手法、これを横に欄をとりまして「教育支援」「生活支援」と並んでございます。

そして、支援対象となる世帯の別、これを縦にとって整理してございます。

こういった中に、各個別の施策が位置づけられて整理なされるという全体像が見える一表になってございます。

今後、構成員の皆様にご議論いただき大綱案のその整理とも関連して、御参考にさせていただきたいと思っております。

ここにも整理がございますけれども、主な施策の個々の内容は、この後、両省から説明がございます。

では、引き続き、文部科学省から御説明をお願いいたします。

大谷参事官 それでは、文部科学省から御説明させていただきます。

資料7をごらんください。

資料7の「文部科学省における子どもの貧困対策推進法への対応」ということでございまして、下の1ページ目でございますけれども、資料の1枚目、2枚目、これにおきまして、文部科学省における対応について、概括的にまとめを示させていただいております。

資料の1ページ目、これは主に「教育費の負担軽減」を示しております、表の右側に赤字で示しておりますとおり、平成26年度におきましては「幼稚園就園奨励費補助」、「高等学校等就学支援金制度」や「奨学のための給付金制度」、あるいは「大学等奨学金事業」について、特に重点的に取り組むこととしております。

後ほど、内容については詳細に御説明いたします。

2ページ目をお開きください。

「貧困家庭の子供への対応を含む教育支援等」という観点につきましては、貧困家庭を含む全ての子どもを対象として学習支援を初めとする、教育支援活動として、放課後子供教室や学校支援地域本部といったものがございます。

また、課題を抱える家庭を含む全ての家庭を対象とした家庭教育支援チーム等による相談対応や、情報提供なども行っております。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用というものが挙げられるかと思っております。

3ページのところが個別に御説明させていただきますが、まず幼児教育につきましては、文部科学省として、無償化に向けて、段階的に取り組むこととしております。

平成26年度におきましては「幼稚園就園奨励費」におきまして、保育所と同様に、生活保護世帯の保護者負担が無償となるように措置をしております。

4ページ目でございますが「義務教育段階の就学援助について」という観点につきましては、要保護者が平成24年度で約15万人、要保護に準ずる程度に困窮していると認められるものが平成24年度で約140万人とされておりまして、年々増加しております。

文部科学省といたしましては、市町村が行っている要保護者への援助に対しまして、平成26年度において、約8億円を補助金として計上しているところでございます。

5ページでございますが、高校生等につきましては、高校の無償化制度の見直しによりまして、今年4月から授業料の支援であります就学支援金の支給に所得制限を設けさせて



いただき、私立の高校等の低所得者世帯に対する支援額を最大で2.5倍に拡充いたしました。

また、授業料以外の支援といたしまして、低所得世帯を対象とした返済不要の「奨学のための給付金」制度を創設いたしまして、年額3万2,300円から13万8,000円を給付するとしてございます。

6ページでございます。

「大学等奨学金事業について」につきましては、平成26年度の予算におきまして、無利子奨学金の貸与人数を昨年度よりも2万6,000人増員することとしております。

また、26年度におきましては、真に困窮している奨学金返還者の救済措置の拡充といたしまして、延滞金賦課率を10%から5%に引き下げるとともに、経済的困難を理由とする返還期限猶予制度の制限年数を5年から10年に延長することなどを行うこととしております。

7ページでございますが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校現場における不登校、いじめ、非行などの問題は、貧困家庭だけに生じるものではございませんけれども、全ての家庭に生じる問題として、特に、問題の背景に家庭の経済的な状況がある場合には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門家が教職員と協力して解決を図ることが重要と考えております。

スクールカウンセラーにつきましては、文部科学省において、小中学校に合わせて、約2万4,000校に措置をする予算を計上してございまして、平成26年度には、公立中学校での週5日体制の導入などの拡充を図ることとしております。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、文部科学省におきまして、26年度に1,466人に増員して配置するための予算を計上しているところでございます。

8ページでございます。

学校における学力保障に向けた取り組みといたしまして、文部科学省が行いました委託調査研究の結果、家庭の所得や両親の学歴といったものが、児童生徒の学力に密接に関係があるということが明らかになってまいりました。

一方で、不利な家庭環境に置かれた児童生徒が好成績を上げている学校の特徴といたしまして、きめ細かな授業の実施と、基礎・基本の徹底、実践的な教員研修あるいは小中連携の取り組みなどに力を入れているということが挙げられております。

こうした調査研究の結果を踏まえまして、貧困の連鎖を招かないよう、学校における学力保障に向けた学力等に課題がある地域や学校に対する支援の実施が必要ではないかと考えるところでございます。

9ページ目以下は、参考資料として、各事業の詳細な図をお示ししておりますので、そちらをまたごらんいただければと思います。

時間も限られておりますので、文部科学省の対応につきましては以上でございます。

宮本座長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から御説明をお願いします。

小野家庭福祉課長 厚生労働省でございます。

厚生労働省の資料8でございますけれども、内閣府のほうで御用意いただきました資料6と資料8を両方並べていただきながら御説明をさせていただければと思いますので、両方ごらんいただければと思います。

主に、資料6に沿って説明をし、詳しいものは資料8に依拠するという形でさせていただければと思ってございます。

資料6でございますが、先ほど御説明がありましたように、こちらについて一覧をつくっているわけでございますけれども、必ずしもここに全ての子どもの貧困に資する対策が述べられているわけではございませんでして、後ほど、若干つけ加えさせていただきますが、まず、この表に沿って説明いたしますと、生活保護世帯ということでございます。

教育支援の欄でございますけれども、そもそも生活保護という仕組み自体が貧困対策ということになるわけでございますけれども、ここにございますように「教育扶助」「生業扶助」のほか、お子さんへの学習支援のようなこともしておりまして、こちらは資料8の1ページのほうでございますが「社会的な居場所づくり支援事業」というような形で事業を進めておるところでございます。

左下の「事業内容」のところでございますけれども「進路相談・学習支援の充実（対本人）」ということで、お子さん本人に対する学習支援であるとか、居場所の提供、また、保護者に対する家庭訪問、養育相談などを実施しているところでございます。

こちらの取り組みについては、のちほど現場の声ということで、大山構成員のほうから御説明いただけることになると思います。

資料6のほうに戻りまして、生活保護世帯の生活支援ということでございますけれども、先ほど申し上げました居場所の提供の話を書かせていただいておりますけれども、このほか、日ごろのケースワークにおきまして、生活習慣、養育相談などを進めているところがございます。

「保護者に対する就労支援」の箇所でございますけれども「就労支援員による就労支援の実施」など書かせていただいておりますけれども、資料8の2ページ目をごらんいただけますでしょうか。

これは昨年度来、取り組みを進めております「切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化について」ということございまして、保護開始直後から保護脱却後まで、働ける方に関しては、切れ目なく支援していけるような形でということで、ここにありますように「保護開始段階での取組」ということで、御本人さんの納得を得た上での集中的な支援を実施する。さらには就労活動の促進のために、就労活動促進費を支給するという取組も始めております。

「保護開始後3～6カ月段階での取組」ということでございますけれども、ここにおきましては、職種や就労場所を広げた上での就職活動であるとか、あるいは低額であったとしても、一旦仕事をして実績を積み重ねていただいて、その後の就労につなげやすくする

ような支援ということも進めておるところでございます。

「就労開始段階での取組」ということでございますけれども、ここは勤労控除制度の見直しということで、生活保護の費用の算定に当たりまして、今年控除をすることになっておりますけれども、その基礎控除というものについて、額を引き上げて、就労への意欲というものを盛り上げていくということを進めているところでございます。

4つ目の「保護脱却段階での取組」といたしましては、就労自立給付金というものを創設いたしまして、これに関しては、今年の7月から実施ということになってございます。ここに書いてありますような要件のもとで、支給することになってございます。

「保護脱却後の取組」ということで、ほかの支援をつないでいくというようなことも進めているところでございます。

資料6のほうに戻りまして、保護世帯への「経済的支援」ということでは、先ほど申し上げました就労開始段階での取組のことも書かせていただいているところでございまして、あるいは申し上げるまでもないことですが、生活保護の保護費自体が、当然、最も大きな経済的支援となっているところでございます。

生活困窮者世帯のほうでございますけれども、こちらにつきましては、資料8の3ページ目の「生活困窮者自立支援法」というものが、昨年秋の国会で成立をいたしまして、27年、来年の4月からの施行ということになっております。

資料6のほうの表で掲げてあります「2」と掲げてあるものが、その法律に基づく事業ということになるわけでございますが、これらにつきましては、法律の施行を待たずに一部実施しております。

生活困窮世帯の「教育支援」のところにあります子どもに対する学習支援等を行う事業ですとか、あと一番右のところにあります住居を喪失された方、又はそのおそれのある方に対する家賃補助、こういったものについては、法律に先立ちまして、予算事業として既に実施しているところでございます。

2つ目の欄にございます包括的な相談支援事業、あるいは家計収支に関する相談支援事業、また「就労支援」のところにあります就労支援準備事業といったものにつきましては、現在、モデル事業という形で事業を進めさせていただいているところでございます。

資料8の3ページは、その法律の内容でございまして、今、申し上げましたような事業が法律に規定されるということの説明があります。さらに「中間的就労」ということで、都道府県知事などによる就労訓練事業の認定ということでございます。こちらは、事業者の方に対しましてのインセンティブを設けるための仕組みということになっております。

資料8の4ページ目は、先ほど御説明いたしました資料8の1ページ目を具体的に説明したものでございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして「ひとり親家庭の支援」ということでございますが、資料6のほうに戻っていただきまして、それぞれ「教育支援」であれば、例えば母子寡婦福祉資金による貸付ですとか、学習支援ボランティア。「生活支援」であれば、保育所の優先入所であるとか、

あるいはヘルパー派遣などによる支援。「保護者に対する就労支援」ということであれば、例えば、ひとり親家庭への能力開発のための給付金の支給であるとか、あるいは母子家庭等就業・自立支援センターでの事業。「経済的支援」ということでは、児童扶養手当であるとか、福祉資金の貸付ということでございます。

この中で、母子寡婦福祉資金の貸付につきましては、父子家庭への貸付についても拡大をするということがございます。

そういったことに伴いまして、名称も変更するわけですが、そのための法律改正が、昨日、参議院のほうで可決・成立させていただいたところでございます。

資料6の欄外のところでございますけれども、ここにありますように、さまざまな事業をやっておるわけでございますけれども、全世帯を対象にする制度としてということで、厚労省の関係で申し上げますと、公的な職業訓練あるいは児童手当の給付、遺族年金の支給というところがございます。

また、ここには言及がございませんけれども、必ずしも貧困家庭ということではございませんが、社会的養護の分野におきまして施設あるいは里親家庭で包括的な生活の支援をしているというところがございます。また母子世帯であれば母子生活支援施設での包括的なケアというものも実施しているところでございます。

資料8の5ページから7ページまではひとり親家庭関係の説明でございますけれども、時間の関係で省略させていただきます。

以上でございます。

宮本座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問がありましたらお出してください。

それでは、また後半意見交換の時間をとってございますので、何かありましたらそのときをお願いします。

それでは、議題3になりますが「自治体における取組状況について」ということで、オブザーバーの大山構成員のほうから発表をお願いしたいと思います。

大山構成員 埼玉県子ども安全課の大山と申します。

私のほうでは、埼玉県が実施しております生活保護受給者に対する総合的な自立支援の取り組みに関しまして、御説明をさせていただきます。

こちらのプレゼンテーションの画面を見ながら御説明を聞いていただければと思うのですが、埼玉県では2010年9月から民間団体と連携いたしまして、教育・就労・住宅の3つの分野から生活保護を利用している皆さんに対する総合的な自立支援の実施体制を整備してまいりました。

こちらの画面にありますのが実際の写真なのですが、一番上にあるのが生活保護世帯の中学生に対する学習支援の様子です。これは特別養護老人ホームで子どもたちが大学生のボランティアに勉強を教えてもらっている場面になります。

2枚目の写真が、職業訓練を受けている様子なのですが、県の高等技術専門校で実施し

ております車の整備の講習を受けている受給者の様子を撮影したものでございます。

3枚目の写真は、無料低額宿泊所という住居を失った方が利用するNPO等が運営する無料もしくは低額の宿泊所があるのですが、そちらから地域のアパートへの転居の支援をしている場面でございます。写真は不動産会社で新しい物件を探している場面にして、こちらの背を向けている男性が当事者の方です。

時間の関係もございまして、今回の発表では教育支援の取り組みを中心に御説明させていただければと考えております。

こういった事業に取り組む背景なのですが、これは御承知のように生活保護世帯の急増が背景にございます。統計のデータを見ていただければわかりますとおり、埼玉県におきましても長引く経済不況や高齢化の進展を反映して、生活保護世帯の増加がとまらないという状況にございます。特に「その他世帯」といわれる若くて働ける方が急激に増えているのが近年の特徴でございます。これに伴って、生活保護費のほうも年々増えておりまして、直近の25年度予算では1,622億円が必要になってきております。

こちらに歯止めをかけるために、県として「生活保護受給者チャレンジ支援事業」を開始したという形になります。

この事業、愛称を「アサポート」というのですが、大きく分けて5つの特徴がございます。こちらのほうも時間の都合がございまして、大きな特徴でございます5点目「待つのではなく、手を伸ばす支援」につきましてを中心に説明をさせていただきたいと思っております。

生活保護を利用されている方あるいは生活に困窮されている方というのは、自分自身に非常にたくさんの問題を抱えていて、何を相談したらいいかわからない、どこに相談したらいいかわからない、こういった解決手段があるのかさえわからないという状況で困り果てているというのが現状でございます。

これに対して、相談機関を設けてこういったことであれば、こちらで相談にのれますのでぜひ来てくださと呼びかけても、行くことができないのです。ですから、このアサポートでは基本的には支援員が家庭を訪問してこういった形での支援ができますよということをお母さんなり子どもさんにきちんと御説明をした上で、教育支援であれば学習教室というものがあるから来て勉強してみないかということと呼びかけていく。ここから支援を始めております。このことによって、この後説明いたしますような学習教室にたくさんの方が参加して、事業の成果に結びついていると考えております。

続きまして、生活保護世帯の子どもへの教育支援の取り組みについて御説明をさせていただきます。こちらの背景にあるのは貧困の連鎖という問題でございます。構成員の一人でもいらっしゃる道中先生が大阪府堺市で調査した結果によりますと、この生活保護世帯で育った子どもが大人になって生活保護を受ける、いわゆる貧困の連鎖という問題が25.1%の発生率、実に4人に1人が子ども時代に生活保護を受けていたという衝撃的な調査結果がございまして、この貧困の連鎖を断つためには、きちんと高校に行って、その高

校を卒業させるという取り組みが極めて効果があると言われております。

これを達成するために、本県では教員OBなどの支援員と大学生のボランティアが、特別養護老人ホームで子どもたちに対してマンツーマンの学習支援を行う取り組みを行ってまいりました。基本的にはこの写真にありますように、大学生が1対1で子どもたちに勉強を教えるという形になっております。子どもたちの学習進度には非常に大きなばらつきがございます。小学校3年生、4年生レベルで学習がとまってしまっている。分数の計算ができないとか、簡単な足し算、引き算ができないというところで学習がとまっている子どもさんも少なくありません。集団での学習は非常に厳しい状況がございますので、一人一人に合った勉強を大学生のボランティアがやっているという状況がございます。

もう一つの特徴といたしまして、県の老人福祉施設協議会に協力を要請いたしまして、特別養護老人ホームで学習教室を開設しております。これは無償で施設の一室を協議会から御提供いただいております。

この趣旨といたしましては、単に学習教室という形で勉強を教えるだけではなくて、施設のお年寄りとの触れ合いであったりとか、職員が働いている姿を間近で子どもたちが見ることによって、将来自分がこういった仕事につきたいという職業意識の向上を、意図しているものでございます。

こういった取り組みの中で、平成24年度には中学3年生、県内全体では782名の対象者がおるのですが、そのうちの331人に学習教室に参加していただくことができました。

そして、この学習教室に参加していただいた子どもさんのうち希望する高校に進学できた方の進学率が97%ということで実績が出ております。これは事業開始前に調査いたしました県の生活保護世帯の進学率が86.9%という形になりますので、ここから比較いたしますと、10ポイント以上向上したという成果が出ております。

なお、平成25年度につきましては、速報値ではございますが、316人が参加していただいたうち309人が無事に高校に合格し、進学率に関しては97.8%という数字が出ております。

一般の高校生の進学率とほぼ同じ水準となっており、これが本事業の成果となっております。

25年度の展開等に関しては見ていただきまして、学習支援が広がってきた状況を見ていただきたいと思います。この事業は平成22年に開始しているのですが、22年当初には5か所だった学習教室が23年には10か所、24年には17か所、25年には24か所、さいたま市を含めると31か所という形で広がり続けております。

事業開始当初、私どもは、自転車で通える範囲の子どもたちしか来ないのではないかと考えていたのですが、実際にふたをあけて見ると、電車、バスを乗り継いで片道2時間あるいは2時間半かけて2時間の学習教室に通ってくるという子どもたちが続出した。これは子どもたちに余りにも大きな負担をかけている。せめて片道1時間以内で通える範囲に学習教室を設置しなければということで、先ほど申し上げた老人福祉施設協議会の御協力をいただきまして、箇所数を増やしてきたところでございます。

就労支援、住宅支援の取り組みに関しましては、時間の都合がございますので、資料のほうで御確認いただければと思います。

この事業に関しまして、県としての政府に対する要望という形になるのですが、この事業に関しましては、実は厚生労働省の多大なる御支援をいただきまして、補助率が10分の10ということで、全額国の予算をいただきながら事業を進めてまいりました。この応援がなければこれだけ大きな成果を上げることはできなかったと確信しております。

この事業に関しましては、先ほど厚生労働省から説明がありましたとおり、生活困窮者自立支援法の中で恒久化の見通しはあるのですが、補助率のほうで2分の1に引き下げられるという方針が示されているところでございます。正直なところ、本県でも昨年からずっと市町村を回ってこの事業への市町村単位での実施を求めているところなのですが、財政的な負担が入ってくるということになると及び腰になる市町村が少なくないというのが現状でございます。本県といたしましても、来年度以降もし補助率が2分の1に引き下げられるということになりますと、この事業の廃止あるいは縮小も含めて検討せざるを得ないという状況がございますので、ぜひ引き続き手厚い財政支援、10分の10の財政支援をお願いしたいと考えているところでございます。ぜひよろしく御検討をお願いいたします。

私からの発表は以上でございます。御清聴ありがとうございました。

宮本座長 ありがとうございます。

今の大山構成員の発表について、御質問はありますでしょうか。どうぞ。

大塩構成員 大塩でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの発表の中で、子どもたちに対しての学習支援がスムーズに進んでいて、高校進学率が98%ぐらいに上がっているということは、非常に効果が上がっているということで感銘を受けました。

1つ質問なのですが、資料の中でおっしゃいましたが、民間団体との積極的な連携ということをおっしゃいましたが、どのような民間団体と連携をしていらっしゃるのか教えていただければ幸いです。

大山構成員 事業の委託団体につきましては、「彩の国子ども・若者支援ネットワーク」という子どもの貧困問題に取り組む団体に事業を開始当初から継続的に委託しております。

こちらの団体につきましては、小学校、中学校、高校の教員OB、そして児童相談所のOB、あとは教員等を目指す若い支援員などを中心に行っている団体でして、もともと学校の先生というのは非常に子どもたちに熱心に支援をしてくださっておるのですが、どうしても学校だと集団教育の中で一人一人に個別的にきめ細かな支援をすることは業務の中でなかなかできなかった。そういった中でこういった事業を県で立ち上げていくなかで、今までなかなか手が届かなかった厳しい状況にある子どもたちに丁寧にかかわることができるということで、事業のほうに参加いただきました。

本当に熱心に一人一人の子どもさんの状況を的確に把握していただいて、さすが学校の先生だということで、日々こちら目からうろこが落ちるような形で勉強させていただい

ているところでございます。

宮本座長 末富構成員、どうぞ。

末富構成員 日本大学の末富です。

いただいた資料の4ページにあるのですけれども、中学3年生の対象者が782人で、実際にこの学習支援の対象になったのが331人ということで5割弱だと思うのですが、残りの中学3年生の状況をお教えいただきたいのです。

大山構成員 この部分に関しましては、基本的には対象である中学3年生に関しましては、全戸訪問という形で全ての御家庭に支援員が家庭訪問させていただいて、この事業の趣旨等を説明させていただいております。もちろん世帯の中には学校での勉強あるいは独自に学習塾に行っているのもそれは大丈夫ですという御家庭もいらっしゃいます。

これは強制ではございませんので、そういった御家庭、自分たちでできる御家庭に関しましては、それはそれで頑張ってくださいという形で、それが大体残りの半分のうちのさらに半分ぐらい、4分の1ぐらいという形になります。

残りの4分の1は、学習教室が遠いからちょっと通わせられないとか、生活保護世帯を対象とした事業ではあるので、ちょっと心配もあるのだというお話であったりとか、あとは親御さんが精神疾患を持っていたりとか、こちら働きかけはするのですけれども、そもそも子どもさんに勉強する意欲がまだまだ育ち切っていないというところで、学習教室までは来られないという子どもさんがいるという状況です。

ただ、生活保護世帯の場合は不登校の割合が非常に高いのですけれども、この学習教室に来ていただいて、それから学校との連携の中で学校のほうにも行けるようになったという子どもさんもたくさん出てきておりますので、この学習教室に参加していない子どもたちに対しましても、粘り強く家庭訪問を続けて、教室のほうに参加してもらえるように促し続けていくということがとても大切だと考えております。

宮本座長 道中構成員、どうぞ。

道中構成員 御丁寧な御説明で非常によくわかるのです。これまで実績として数年こういった形で学習支援を展開されてきたということで、公共財の投入が100%ということでありまして、その中で効率性を求める部分と効果を求められる部分と、そういった視点から評価の1つの指標といたしまして、現在もそうかもわかりませんが、評価の仕方、ともすれば財務ベクトル的な形で効率性とかを求められる。

そして、お話いただいたように、高校の進学率そのものははっきりと明明白白出るわけです。進学率は非常に高まったということなのですが、そういった目線以外の財務ベクトルを縦軸にとるならば、横軸としてはもう少し社会的な評価として、子どもさんの様子とかお母さんの変化とか、もう少しそういう部分での評価の参考になるようなものを何らかの形で説明するという説明責任があると思うのですが、埼玉県の場合、そういった視点からの具体的な評価の積み上げみたいなものをいろいろ試行錯誤されていると思うのですけれども、参考までに教えていただければと思います。



大山構成員 この評価につきましては大変難しいものがあるかと思えます。わかりやすい数字だけで語れるものではないと思えますし、貧困の連鎖を断つためには単に高校に行かせればよいというわけではなくて、高校でしっかりと勉学に励んでいただきまして卒業して、その後しっかりと安定した仕事について、そこで自分の希望をかなえていただく。

そこまで支援して初めて貧困の連鎖を断つことができますので、息の長い取り組みが必要だと考えております。

この事業に関しましては、本県といたしましても、当初から政策評価の必要性は感じておりまして、国の委員等も歴任されております慶應義塾大学教授の駒村康平先生にプロジェクトチームに入らせていただきまして、この政策評価につきましては継続的にデータをとっております。

この事業に関しましては、先ほどの中学生の高校の進学の部分だけではなくて、現在はさらに対象を広げて高校の中退の予防に向けた支援、これは県の教育局と連携してその取り組みを進めておりますし、今年度いよいよ学習教室を利用した第1期生が高校を卒業して就職、あるいは大学への進学という形で巣立っていく時期を迎えております。

このあたりに関しましては、年度当初、事業開始当初はそこまでできなかったのですが、今後、事業を継続的に実施していく際には、ある意味ではパネル調査のような形で子どもたちの状況をずっと追跡していきながら、この事業にどれだけの経済効果があるのかというものを、厚生労働省等とも連携をして出していく必要があるのではないかと考えております。

この子どもたちへの投資の必要性に関しましては、厚生労働省が設置したナショナルミニマム研究会が行った推計では、高卒者について、その後ずっと生活保護を受けている場合と、職業訓練を受けて就職し、安定した仕事について納税者になっていただいた場合の投資効果を比較すると、後者のほうが1人当たり1億円以上の経済効果があるという試算も出ております。

一人一人にきちんとした支援をするのは確かに財政的な負担もありますが、就職させてしっかりと納税者になっていただければ、十二分に元はとれる事業だと考えておりますので、ぜひこの点に関しましても、国民に対しての説明責任を果たすという意味も含めて、調査研究に関しても検討を進めていきたいと県としても考えているところでございます。

山野構成員 御発表ありがとうございました。とても参考になりました。

事業評価の件は、私も意見は持って行って、後で議論ができたらなと思っているのですが、質問としては、先ほどもおっしゃられていた、なかなか家庭との壁というかモチベーションがないとか、相談とかサービスにつながりにくい御家庭がたくさんおありだというお話もありましたので、そのあたり、ほかの自治体でも非常に苦労されているところだと思います。保護者に対しての支援の工夫も何かされているのではないかなと思ったので、そこをお聞きしたい。

それからもう一点は、先ほどの判断、私たちソーシャルワークでアセスメントと言いますが、対象児童の中で来ることができている子どもと来ることができない子どもがいて、その理由に、親御さんの精神疾患であったりとか、自分たちができるので、もうそれは任せているという場合などお話をされていましたが、その任せるなど判断していくシステムとして作られているのか。お金を投入するだけではなく、多分見えない質的な、そういう仕組みや人材をどうつくるのかとか、委託されている事業者がすばらしい家庭訪問をされ、すばらしい誘い込みをされているのだと思うのですけれども、そういった人のスキルだけでなく、判断することをどのように、アセスメントをどのように入れておられるのかというのをお聞きしたいと思いました。2点です。

大山構成員 まず1点目の保護者への支援につきましてですが、この事業に関しましては、先ほども申し上げましたとおり、教育支援だけではなく就労支援、そして住宅支援も一体で実施しているのが大きな特徴でございます。例えば夫からの暴力で婦人相談所に逃げて、その後、全く新しいところで、新天地で新しい生活を積み上げていかなければいけない母子家庭のお母さんがいた場合には、まず住宅支援が入りまして、新しい場所での住宅探しから役所での手続きに同行をして、生活の立て直しの部分の支援をしてみたいです。

お母さんの生活が落ちついてきましたら、先ほどの就労支援につなげて、技能講習等の受講で資格を取っていただいて、就職、そしてその後のフォローまで含めて、これは就労支援の支援員が専門的に行っていくという形になっております。

これに加え、先ほどから申し上げている教育支援が子どもの視点でかわることになりますから、最大で3名の支援員が1つの御家庭にかかわりながら、それがチームアプローチという形で、お互いにケースカンファレンスを通じて支援方針をすり合わせしながら一体的に支援をしていくのが、このアスポートの特徴になっております。

2点目のアセスメントにつきましてですが、これに関しましては、必要な状況に関してはきちんと見ていかなければいけないという点が1点と、職人芸の部分もございまして、経験豊かな教員OBなどをきちんと採用してセンター長に配置していくという、この2点でやっております。

まず1点目のアセスメントにつきましては、先ほどの事業評価とも絡めまして、数十項目にわたるアセスメントの項目を聴取し、事業開始当初からデータベースとして整備してきております。それを見て、例えばお母さんに障害があるかないかとか、子どもさん、支援する当事者だけではなくて、御兄弟にどのような課題があるのかといったものも含めて、初回面接時に、全てではないにしても可能な限り把握していくような体制を整えております。

もう一つの専門性のところなのですが、これはエピソードでお話をしたいと思うのですが、例えばなかなか勉強が余り得意ではない子どもさんを学習教室に、最後、絶対に来させるための奥の手があると言ってくさっているのです。それは何かというと、この代表が県立の高校でもう30数年間、定時制高校等のいわゆる困難校を中心に高校の先生

をずっとされていた方なのですが、訪問に行ったときに子どもにこう言うそうなのです。

俺はこの何年間ずっと高校の試験をつくってきたと。だから、どういう試験が出るのか、どういう勉強をすれば高校に受かるのか、俺は全部知っている。だから、教室に来なさいと、このようにお母さんと子どもに言うと、では、行ってみようかということになるそうです。もちろんそういう経験のある支援員ばかりではないので、まずは若手が家庭訪問をして、最後のひと押しではベテランがフォローアップに入っていきような体制があります。ここはやはり経験が物を言う分野だと考えております。

宮本座長 ありがとうございます。

それでは、まだ御質問はたくさんあるかと思いますが、自由討議のほうに入っていきますので、御質問にかかわることもあるかと思いますが、あわせてお願いしたいと思います。自由討議ですので、何をお出しいただいても構わないわけですが、この内容によって2回目、3回目の検討会へとつなげていくようにと思っております。

それでは、どなた様からでもどうぞ。

では、道中構成員。

道中構成員 失礼します。

資料6でございますけれども、この表におきまして、「子どもの貧困への総合的な対応」と、総合的な対応ということなのですけれども、実はこういった困難層を、とりわけ社会的な不利益が集中する層と申しますと、やはりこういった困窮世帯、生活保護世帯、ひとり親世帯という形では非常にわかりやすいだろうと。

あと、やはり児童養護施設とか自立支援施設とか、こういったところで、先ほど大山先生のほうからお話をいただいた中で関連がありますけれども、高校進学率は受給層よりもさらに厳しい実態にあるということで、本当にそういったハンデが幾重にも幾重にも重なり合ってきているということでございます。ここの「子どもの貧困への総合的な対応」というのは、子どもさんを権利主体というような視点で捉えたならば、そういった入所中の子どもさんが、例えば今のお話でいただいたように学習支援の関係なんかと同じように施策が届くのかどうかとか、あるいは資料6の段階で、ひとつこういったところで少し特化するような形で何か検討いただけるような方法はないのかと。

私がかつて児童相談所でケースワーカーをやっていたころは、やはり義務教育を修了すれば15歳で出ていくのは当たり前なのだというような形で、いや、何とか児童相談所の措置を継続するので高校へ行かせてもらえませんかというようなお頼みを随分やったものです。でも、税金で賄われるので、それはもう義務教育の後には出て行ってもらうのが当たり前でしょうと。そこそこの成績なのですけれども、この子どもさんについては、弁当を食べに行くだけだよというような厳しい対応をされて、粘りに粘って何とか高校へ行かせていただいたというようなことがございます。

ところが、最近は少しそういった視点が転換されまして、施設入所者の児童につきましても、非常に高校進学率が上がってきているということは確認させていただいているので

す。しかし、引き続いてまだまだ一般世帯に比べますと、本当にまだ進学率は低いという実態がございますので、そこらはもう少し視点を広く持っていただいて、政策があのような形で及ぶような方策をこれから御検討いただくということをお願いしたい、このように考えます。

以上です。

宮本座長 ありがとうございます。

これもまさに適切な御指摘かと思いますが、内閣府のほうから何かコメントはございますか。よろしいですか。厚労省ですね。

小野家庭福祉課長 ただいま御指摘いただきましたところでデータだけ申し上げさせていただきますと、児童養護施設に入所している子どもたちについてですが、高校進学率になりますけれども、児童養護施設に入所している子どもたちは全体で2,496人おりまして、これは平成24年度末に中学を卒業された子どもたちのデータになりますが、高校に行っていられる方が2,366人で全体の94.8%、専修学校に行っていられる方が46人ということで全体の1.8%というような状況になっているところでございます。現状の施策といたしましては、小学生につきましては、御意見にあった学習準備というものについて、指導ということをさせていただいている状況はございます。

宮本座長 今の件について何か意見がございまして、今、高校を卒業した後の問題が非常に大きな問題になって、15歳で社会へ出るという時代ではありませんので、18歳の後ですね。このあたりのところが非常に大きいので、今の進学率だけだと余り問題がよく見えてこないというところがあるかと思いますが。

小野家庭福祉課長 今、大学の進学率については話題にはならなかったのですが、大学の進学率についてだけまたデータで申し上げますと、同じときでございますけれども、児童養護施設にいらしたお子さんで高校を終わられた方のうち、大学に進学している方の割合が、1,626人のうち200人ということで12.3%、専修学校に行っていられる方は167人ということで10.3%となっております。現状、他の全高卒者の大学ですとか専修学校への進学率ということで見ますと、低い状況にあるところでございます。

宮本座長 それでは、引き続き御意見をいただければと思います。

では、鉄崎構成員。

鉄崎構成員 今、進学の話が出ましたので、一言意見を述べますが、我々母子家庭の団体といたしましては、埼玉県的生活保護者を対象とおっしゃいましたけれども、それ以下の収入という人が随分いるわけなのです。そういう人は対象にはならないわけなのです。埼玉県でやっていられるところでは、そういうところの層をすくい上げるというか、持ち上げる、そういう細かい対策というものを望みたいと思うのです。我々の団体でも、それぞれ地方で2分の1の負担で学習塾とかそういうことは言われておりますけれども、なかなか自治体としても2分の1の負担で大々的にやるというのも難しいみたいで、どうしても、子どもの居場所的のところはできてくるのだけれども、学習支援と、まして

高校、大学の進学のための支援をするほどの規模にはまだなっておりません。

逆に言いますと、高校なんかは授業料無償とかと言ってきていますがそれでも、それでおかつ次の18歳から先の進学になると、経済的な格差が教育の格差につながるということは、高校へ行って、そのまま一生懸命頑張っても、能力があっても、頑張っても、大学へ行くのがすごく難しいということではないのでしょうか。だから、塾に行くとかそういう費用のかかる方法をとらないといけない。これは、ちょっと考えたら丸々のみ込めることではない、ちょっとおかしいのではないかなと思うのです。小学校1年生から中学3年、高校3年、この間に学校で教育されることで大学に、一生懸命頑張れば、これは能力の差があるから行ける人も行けない人もあるかもしれませんが、頑張って、能力があれば、塾へ通わずとも行けるぐらいの教育を学校教育の中でできないものなのではないでしょうか。いつもそれを思うのです。

子どもが18歳になると、母子家庭の場合は児童扶養手当が切られます。手当てに連動して、医療費助成も切られるし、全てに負担がかかってくるのです。そこで子どもが大学へ行くとなると、もう本当にその子がまた全部貸付金、その他いろいろなものを借りて、やっと行ったとしても、卒業してからの自分が持っている貸付金、返済期間を10年に延ばすとおっしゃっていますが、この前も私の地元の市で調査したところ、一番多い人で、今、勤めて3年ほどになって返していつているけれども、まだ700万あるというようなことなのですね。だから、本当の学校教育、国がやる学校教育にもうちょっと、本当に基礎からきちんと学力がついて、そのまま試験が受けられるような学力をつけてもらえないものかと、これは対策としてどういうことになるのか分かりませんが、そういう子どもを伸ばしてやって、自由に行きたいところへ行ける。それと、進学のための高校ではなしに、もうちょっといろいろな選択肢があるような教育の、子どもはいろいろな能力を持っていると思うのですけれども、そういうものの選択肢が広がるような学校教育というものを考えてもらえないかなと思うのです。

宮本座長 ありがとうございます。

ただいまの鉄崎構成員の御発言にかかわって御意見はありますでしょうか。

では、高橋構成員。

高橋構成員 中央大学3年の高橋遼平と申します。

自分の先輩は、両親がいなくて、日本学生支援機構の奨学金を借りていたのですけれども、その奨学金で、両親がいなくて、親族でも頼れる人がいなかったのも、機関保証を使っていたのです。月々12万円借りていたのですけれども、機関保証の保証額と、あと利子3%ぐらいを含めたら、月々12万円借りたら利子だけで200万円もかかったと言っていました、本当に助けが必要なはずの両親がいない家庭だとか親族に頼れない家庭の学生が、普通の家庭よりもずっと重い利子負担をしないといけないというのはおかしいと感じました。なので、この機関保証についても、保証料はしょうがないにしても、できるだけ有利子ではなく、無利子の奨学金がふえれば、その利子負担分の200万円はなくなると思うので、日

本学生支援機構の奨学金の無利子枠を拡充してほしいと思います。

以上です。

宮本座長 ありがとうございます。

では、末富構成員、先に。

末富構成員 鉄崎さんの御発言は大変大事な問題点をつかれていたと思ひまして、学校でなぜ十分な学力がつかないのかということで、恐らく文部科学省のほうからも補足いただけるのではないかとおもうのですが、今、学習指導要領の内容が大変増えていまして、新しい指導要領でかなりたくさんのおことを学ばなければならないと。そういうときに、学校現場の先生たちはかなりいっぱいいっぱいな状況なのですね。ただ、やはり熱心な学校というのはありまして、学校で学力をつけるためにどういうことをされているかということ、まずは学校に来ない子どもを、朝、先生が家に起こしに行って一緒に行く。それから、例えば放課後の学習支援ですと、先ほど文科省のプレゼンにもありましたけれども、放課後の授業であるとか、あるいは学校支援地域本部のような形を通じて子どもの学びの保障をしていると。ただ、これは学校や自治体によって格差が大きくて、たまたま住んでいた場所が熱心な地域だからそういうことになっているということで、実は住んでいる場所だとかによってかなりサービスの格差が生じているというのが実態だろうと思ひます。

高校も、行かれる高校の種類によって全く支援の種類が違っている。例えば最近、実業系の高校でかなりユニークなキャリア教育の取り組みをされているところも多いけれども、そうではなくて、停滞している中堅の進学校に進んでしまった場合、自分の行くべき道を見失って中退につながるといった例も多いので、そういった子どもの多様な生き方について学校の支援をどうしていくかということも、この検討会の中でも整理されていくと望ましいかなと思ひます。

順番は後に回していただいて構わないのですが、この点について大山さんに1つお教えいただきたいのが、例えば学習支援から不登校の改善につながっていくであるとか、あるいは学校とかなり連携されているときに、多分、中学校や高校の例が多いと思うのですが、学校でこの人につなげば大丈夫であるとか、あるいはこういうつなぎ方をすれば、子どもたちというのはかなり学校に適應して自分で意欲を持って学校に行き、学習支援も活用しながらよりよい進路につながっていくといったようなつなぎ方が確立されているのか、それと学校によって全く対応がばらばらで、正直、手詰まり感を感じる時もあるのかといった学校と支援のつなぎ方といったものをお教えいただければということで、これは順番もごさいますので、後でまた補足いただければと思ひます。

宮本座長 それでは、少し御発言いただいてからということにさせていただきます。

では、大塩構成員。

大塩構成員 先ほど鉄崎構成員が御発言された点についてなのですが、私も非常に重要な観点だと思ひました。文部科学省さんから御説明いただいた資料の中のスライドの8ページに、貧困の連鎖を招かないよう、学校における学力保障に向け、きめ細やかな

授業を推進というふうに書かれていて、そこに不利な家庭環境に置かれた児童生徒が好成績を上げている学校の特徴としてというような文言が載せてあります。これを学校における学力保障に向け学力等に課題がある地域・学校に対する支援の実施を検討というふうに書いてございますが、これは本来は当然のことだと思います。

どこの学校に通っていても、どのような家庭に育っていても、学力が保障されるような学校でなければならないというのが基本ではないかと思っておりますので、そういう政策だとは思いますが、やはりどの地域でも学校に通っている子どもたちの学力が、保障されるような教育が日本の中で行われなければならないというふうに考えるのがまず1点です。

それから、先ほどプレゼンしていただきましたが、やはりその中でも漏れてしまう子どもたちに対して、きちんと学力保障をしていくために生活保護家庭に対する学習支援ボランティアですとか、ひとり親家庭に対する学習支援ボランティア、生活困窮世帯に対する学習支援などをもっと広げていくことが、とても大事なことだと考えております。

3点目ですけれども、先ほど児童養護施設におけるお子さんの大学進学率が非常に低い。高校進学率も低かったけれども、それが少しずつ上がってきたけれども、大学進学率が非常に低いということが発表されましたが、ひとり親世帯の家庭で育っている子どもたちの正確なデータは手元にないので、不確かかもしれませんが、本当に進学率は低いです。

私は母子生活支援施設の現場で働いておりますので、DV被害を受けられた方とか、児童虐待に遭った子どもたちとか、経済的に困窮して電気もガスもとめられてしまうような状況の中から入所された世帯の生活を見てみると、高校進学でさえやっとな。大学進学なんて考えられないというような状況の中で、子どもも親と一緒に生活をやっていくというような、子どもが子どもらしい生活を保障されないような状況の中で育っているのが現状です。

児童養護施設さんは、学習塾に通うことが保障されるようになりましてけれども、母子生活支援施設にはそのような補助金というか費用もまだついておりませんし、本当に子どもたちの学力を高めていくための支援が急務だと思っております。また、先ほども出ておりましたけれども、高校進学率だけではなくて大学に進学したい子、専修学校、専門学校に通って資格を身に着きたい子どもたちが、その希望をかなえられるような政策を本気で立ち上げていかなければいけないと考えております。

以上です。

宮本座長 そのほかいかがでしょうか。

高橋構成員、どうぞ。

高橋構成員 高橋遼平です。

そもそも勉強する意欲がなかなか持たなくて、大学に進学しようとする方々とかいると思うのですけれども、大学に進学したいという意欲を明確に持っているにもかかわらず、経済的な理由で進学をあきらめなければいけないという学生も本当にたくさんいまして、あしなが育英会で奨学金を借りている高校生の調査によると、就職を希望する生徒は27%ぐらいで、そのうちの半分以上の生徒が経済的な理由で進学をあきらめているのです。2年

前の調査よりも13ポイントも増えていまして、今、本当に進学をしたいと心から思っている学生が進学できない状況というものがあると思うのです。

私自身も中学1年の秋に父親が会社の借金が重なって、それを帳消しにするというか、そのために自殺してしまって、すごい自分も大学進学はそのときからしたいと思っていたのですが、本当にできるのか不安になって、遺児家庭だったのであしなが育英会の今、日野市にある心塾という寮があって、その寮では月1万円で暮らせるので何とか自分は進学させていただいたのですが、遺児家庭以外の例えば、離別家庭だとか児童養護施設に入所している子どもたちだとかは、私が受けられたそうした支援が行き届いていないのではないかと感じています。自分は幸運で支援団体が見つかったのですが、そうでない人だったら本当に大学進学したいと心から思っているのに行けないというのは本当、つら過ぎるといって、うまく言えないのですが、地域ごとよらない何か統一した基準というか、本当に漏れがないように政策を行っていただきたいです。

以上です。

宮本座長 ありがとうございます。

それでは、小河構成員もどうでしょうか。補足していただければと。

小河構成員 ありがとうございます。

僭越ながら私は、ペーパーをまとめさせていただきまして、高橋君からも今日どういうことかわからなくて原稿を用意していただいて、今、彼自身も自分の体験を話してくれまして、私自身もここにも書いてあるのですが、8歳の自分の誕生日のときに父親が交通事故に遭って、それまではある程度豊かだったので、本当に貧困のどん底に突き落とされたという経験があります。

ただ、まだ遺児の家庭というのは今、彼から説明があったように、日本学生支援機構の奨学金に上乗せであしなが育英会からも借りられるというものがあるのですが、なかなかそういう上乗せの支援がないというところがあります。

彼のペーパーの中にもありますが、今日の議論になっているように高校からその後、貧困の連鎖を断ち切っていくということになると、いかに大学、専門学校に行きやすくするか。その中で私が非常に重要だと思うのは、先ほどもお話があったように、児童扶養手当も遺族年金も障害年金も子どもが高校生の卒業のときに切れてしまうわけです。これを本当は就学中まで引き延ばしていただくのが一番ベストなのですが、なかなかそこまでいかない。

母子及び父子、寡婦福祉法の定義では母子家庭、ひとり親家庭の定義というのは未成年という定義もあって、調査等は全部未成年でやっているわけです。ですから、せめてこれを二十歳のところまで持つていくということが貧困の連鎖から抜け出していくためにすごく大きな意味があるのではないかと。実は私は児童扶養手当をもらってまして、私は4月28日誕生日なので、私のときは高校3年生になった途端にその手当が切れてしまったのです。1年間ほぼなかったのです。



それが亡くなられた山本孝史参議院議員などが中心になって法改正をしていただいて、高校卒業まで、これが延びた。20年ほど前なのですから。

今7割近くが実際、文科省の調査では大学あるいは専門学校に進学している。

先ほどありましたように母子家庭の19歳時点では、それが5割ぐらいいかない。5割に届いていないのです。母子家庭の19歳の場合ですと46%ですか、そういうデータもありますから3割近くも格差があるということですから、そこをまずぜひ延長していただきたいということ強く思っております。

もう一点、児童養護施設の方は、高校を出たら自立しなければいけない。これも横浜市の制度は給付型の奨学金の制度ができたという先駆的な例もあるということなので、これも例えば全国に広げていただくというのもポイントではないかと思えます。

宮本座長 ありがとうございます。

そのほかいかがですか。道中構成員、どうぞ。

道中構成員 時間の関係がありますので1点だけ。

同じく資料6と資料3で大綱の8つの項目が、こういったことで大綱の骨子をまとめていくということがございます。資料6で実は先ほど来いろいろひとり親家庭の困難さとか厳しさみたいなものは御発言いただいていたと思いますが、私の調べによりますと、健康という視点が非常にアンヘルシーな状態でひとり親世帯あるいは生活保護受給世帯の中で、あるいはこれが重なり合ってくるということで、特にメンタルヘルスで精神的な疾患を患われているという方が実は33.6%という非常に高い数字で跳ね上がってきているのです。特にひとり親家庭で母親の精神疾患罹患率が33.6%というのは、これは半端な数字ではないですね。

ですから母親の就労の支援の前に健康の確保が先だろうということで、少しその辺のヘルスプロモートのアプローチも視点としては必要なのではないかと。確かに大綱の骨子のお話では注視するんだよということではわかるのですけれども、少し何とかその辺のところ、現行のヘルスプロモートする視点。実は生活保護制度はそういった健康の予防的な概念が全く入っていない制度でございまして、そこらあたりも視野に入れながら、そういった支援をする例えば福祉事務所の中に保健師を入れてチームワークを組んでいくとか、そういった支援体制をやらないと、なかなかひとり親世帯のお母さんだけにターゲットを当てる。お母さんも実はそういった精神疾患だということになりますと、その子どもも同じように健康を害しているという相関係数がすごい高い数字があるのです。

ですから母親の病気の回復というのは子どもの回復にもつながるし、そういった形でやはり世帯そのものにヘルスという視点で大きく踏み込む必要があるのかなということで、とりわけ実施体制の話になりますけれども、それは基礎自治体の話ということになるのですが、その辺のところは少しいろいろ工夫が必要なのではないか。その支援するクオリティのあるそういった支援員、実施体制のそういった拡充と申しましうか、支援体制を強化するといったマンパワーの確保も必要ではないかという気がします。

以上です。

宮本座長 ありがとうございます。

新保構成員、お願いします。

新保構成員 今、健康のことということであって、今まで話が出ていなかったのもとてもいい機会だと思いましたので、発言させていただきます。

今日の資料の中で幼稚園の無償化の動き、生活保護受給世帯に対する無償化の動きがあって、これはぜひ文科省にどんどん頑張ってもらいたいと思います。まずそれを応援したいと思います。

一方で、出産から小学校に入学するまでの間、この間も比較的所得の低い子どもたちがどこで食事を食べるのかということは、とても重要な意味を持つと思います。というのは、学ぶということの前提には食べるということがあって、食べるという状態を確保していかなければ、学ぶということについての基礎的な条件が確保できないのだろうと思います。

その意味では食を出産から小学校に入るまで、もしくは小学校から先ほどの14～15歳のところまでどう確保するのかということを見ると、学校教育の現場における食事の提供、例えば小学校でしたら学校給食の仕組み、それから、現在、進んでいる子ども・子育て会議の中における幼保連携型認定こども園や幼稚園、保育所における給食もしくは食事の提供ということを経営という側面からしっかり支えるという側面。これは私が子どもの貧困ということの対策を考える上では最も重要な施策であろうと思います。

出産時期から小学校に入るまで、もしくは小学校から14～15歳のころまでは少なくとも給食の設備もしくは給食を受けられる状態を確保していただきたい。それから、幼稚園の無償化の動きと並行して給食ということについて、できるだけ安価な状態で食事が受けられるということを考えていただきたい。

それから、幼保連携型のものを考えるときにおいても、食事の提供ということについて現在もどうやら議論されてこられたようですけれども、もう少し子どもの貧困対策という側面からも、食事とか栄養確保という側面から幼保連携型認定こども園の機能を強化していただきたいと思います。

以上でございます。

宮本座長 ありがとうございます。

山野構成員、どうぞ。

山野構成員 ありがとうございます。

食事のことも私も思ったのですけれども、3点あります。

1つは先ほどから出ています高校進学、大学進学ということもあるのですが、例えば定時制高校であれば半分が退学してしまうという定時制高校の全国の調査があります。なので進学ということだけではなく、続けていける支援というものがいいかというのが1つ。

2点目は、今の新保先生のお話にも関係がありますが、皆さんが先ほどからおっしゃら

れていた、高橋構成員もおっしゃられていた、たまたまサービスに出会った人がつながるという、結構福祉サービスは非常に複雑で、幅広くて、一市民にはなかなか自治体の単位で見たときにわかりにくくて、たまたま知った人がうまくつながるだけということはよく言われています。そういう意味では学校というのは小中学校は義務教育ですし、高校の進学率を見ても非常に高い。全員が行くところであるわけですから、そこできっちりとつないでいく。

先ほども学校によれば、地域によれば支援サービスとつないでくださる熱心な先生がいらっしゃってというお話もありましたが、そうではなく、各学校全てが同じベースラインでつないでいけるような、そんな仕組みをつくっていただきたい。それが1つは私もかわっておりますスクールソーシャルワーカーという社会福祉の人間が学校に配置されていくという取り組み。先ほど文科省の御報告で1,400人ほどの数、全国で1,400人ですから、例えば大阪だけで言っても府内小中学校数は約1,000校ありますので、それに1人ずつ入ったら大阪だけという数です。スクールソーシャルワーカーのサービスにつないでいくというところを考えられないのかということをおもいました。

3つ目に、新保先生のおっしゃられる食事というところも、子どもたち全員が行くところですから、その豊かさというのは非常に大事で、私も先ほど言いかけてましたが、学習支援プログラムの事業評価をさせていただいていて、やはり食事というものが非常に大きかった。欠食状態で絶えずご飯を食われていない子どもたちと学力の問題とか、いろんなことが絡んでいるという結果もありましたので、非常に大事な御指摘だったのではないかと思います。

以上です。

宮本座長 ありがとうございます。

では、鉄崎構成員、どうぞ。

鉄崎構成員 私は当事者団体で、私自身が母子家庭として30代の初めからもう40年ほどの間、この当事者団体に入っております、その間に先ほどおっしゃってました児童扶養手当を18歳の誕生日から高校卒業までの延長とか、医療費助成の要望など、そういう運動もずっとしてきたのですけれども、その間でずっと初めから思っていたことは、これから先の課題になると思いますけれども、やはり子どもの貧困対策イコール親の経済的自立だと思っております。親が、保護者が経済的に自立できれば、女性であれ、それなりの能力で一生懸命で働けば普通の会社に勤めている人と同じような平均的収入になれば、いろんな問題はすごく解決すると思う。それはずっと何十年も思い続けてきたことなのですけれども、このところ、いろんな緩和政策とか雇用形態が自由になって、逆に今のひとり親家庭は自立するのが難しくなっているのです。

だから、結局子どもの貧困の連鎖を考えるとときには、まず親の自立だと思し、それと私も寡婦になり年をとっての実感ですが、子どもが小さいときから親が自立していなかったら、今度は親の老後がないのです。親の老後にまで響いてきたら、これもまた子どもの

負担にもなってきます。だから、本当にこれを根本的に解決しようと思うと、やはり経済的自立の方向を政策として、そういう働く者にはそれだけの収入があるような仕事の確保を望みます。

しかし現在は本当に母子家庭のお母さんがいくらスキルアップしても、勤めようと思っても、パートか、それこそ臨時でなかったら仕事がほとんどないのが現状です。だから、もしそうした雇用形態がこのままであったら、最低生活保障、それこそ生活保護世帯並みの生活保障というものの対策を考えてもらわなければいけないかなとは思いますが、それは望むところではないので、何らかの親の自立ですね。親が貧困だとどうしても精神的に病むのです。ダブルワーク、トリプルワークで体も壊しますので、結局それが子どもの精神に連鎖すると思うのです。

そういうことも含めまして、次になると思いますけれども、その点、一番重要なことだと思いますので、最後に一言言わせていただきました。

宮本座長 ありがとうございます。

では、大山構成員、先ほどの学校と子どもをつなぎ方、そのあたりはいかがでしょうか。

大山構成員 では、私のほうからは先ほどの御質問への回答と、あと1点だけ私のほうでも意見を申し上げたいところがございますので、その2点を御説明させていただければと思います。

先ほどの学校とのつなぎの部分ですが、やはり事業開始当初、中学校に対して県教育委員会から市町村教育委員会へ、そして市町村教育委員会から各学校に通知していただき、事業の協力依頼をいたしました。ただ、県から市への通知の中でなかなか現場への周知徹底というのが難しく、中学校に電話をしてアサポートですと言っても、電話口の向こうから、営業だろうから切ってくれというような声が聞こえてくることも一部にはあったと聞いております。

そういった面では、事業開始当初、中学校との連携体制をつくっていくのは、最初はなかなか大変な部分がありました。もちろん、先生の中には問題意識を持って協力をしていただける部分はあったのですけれども、やはりそれは少し時間がかかったというところがございます。

昨年度から高校中退予防対策に事業を拡充していく中で、県の教育委員会と連携をしていきました。先ほど山野構成員からも御説明がありましたスクールソーシャルワーカーが高校に非常勤ではあるのですが配置されました。県教育委員会でも高校に通う生活保護世帯の子どもたちの支援体制の構築に関しまして積極的に動いていただきましたので、そこは非常にスムーズに行きました。

やはり学校側にそういった福祉の専門職が置かれると、教育現場と福祉現場の翻訳者のような形で調整をうまくしていただけますので、支援の入り方としても、なぜこういった事業が意味があるのかとか、高校の中退予防にはこういった取り組みでこういうことをやってもらえるのですよと説明していただけたことは非常に意義があったと考えております。

ただ、一言申し添えれば、やはり非常勤で、全県で2名の配置でしたので、どうしても限界がございました。本来であれば常勤で、理想を言えば各校に1名程度、最低でも困難校に関しては1名程度、そういった専門の外部との調整を行うスクールソーシャルワーカーが配置されれば、もっともっときつといい連携がとれるのではないかと考えております。

宮本座長 ありがとうございます。

大山構成員 あともう一点申し上げておきたいのが、先ほど道中構成員のほうからもお話がありましたけれども、児童養護施設の子どもたちです。私は、まさに今、その担当をしておるのですが、子どもの貧困問題と考えたときに、最も厳しい状況にある子どもたちは誰だろうと考えたときには、これは間違いなく児童養護施設に現在措置されている子どもたち。里親さんとかファミリーホームなども含めて社会的養護が必要な子どもたちであろうと考えております。

児童養護施設の職員は、家庭的養護の推進の中で、家庭的な雰囲気子どもたちを配置するために、施設のユニット化だったり、地域に分散してファミリーホームを設置したりと、子どもたちにとっては非常にいい環境が整いつつあるのですが、職員にとっては閉ざされた環境の中で子どもたちと非常に濃厚な関係で疲弊し切っている。また、密室になって、家庭と同じように外からの目が入りにくくなっているというような状況が一方で現実起こっていると考えます。

宮本座長 少し短くいいですか。

大山構成員 子どもの貧困対策会議の第1回会合に先立ち、安倍首相が都内の児童養護施設を視察されて、厳しい環境にある子どもたちを支える職員の配置に関しても、検討していかなければいけないという趣旨のことを御発言されておりましたが、ぜひ子どもの貧困対策に関して、児童養護施設等の配置基準に関しましても、大幅な引き上げを御検討いただければと考えております。長くなりまして申しわけございませんでした。

宮本座長 特に何か御発言がございませうか。

どうぞ。

新保構成員 先ほど大山構成員がおっしゃられた2分の1の対象に対して97%の進学率であった。4分の1が学習塾にみずから通っているだろう、残りの4分の1については幾つかの課題を抱えている。私から見ると、この4分の1のところを対象としてとても考えなければいけない対象なのだろうと思います。

この先ですけれども、一定の倫理的配慮が必要なのもかもしれませんが、この4分の1の層に対して何らかの調べることがどこまで可能なのか。そして、最低限、進学率についてだけわかれば、2分の1と4分の1と4分の1という個別の対象者ごとの進学率がわかって97%の意義が政策的に証明できるのではないかと思います。なかなかこれは私も研究者が調査対象をここに区切ってやろうとしてもとれないほどのデータ、とても貴重なデータだと思いますので、可能であれば残りの4分の1のところ、どの程度の進学率があったのか、もしくは低かったのか。多分低いのだろうと思いますが、その中身について少なく

とも進学率だけでも明らかにしていただければとても役に立つのではないかと思います。

もう一点、先ほどの就労支援として高齢者施設、特別養護老人ホームを選択されたということですが、実はこれは高齢者施設にも多分プラスの点があるのだらうと思います。これはこれから先、高齢者施設、高齢者福祉の領域の方の賛同を得るためにも、この施設にとってもプラスであったということも何かお示しいただけると、これから埼玉の事例を全国に広げていく上でとても意義のあることになるのではないかなと思います。

奨学金のことについては、無利子のものを増やして欲しいし、有利子のもの、先ほど3%とおっしゃっていましたが、とても高いですね。高金利ですね。それをできたら低利子のものに変えていくということが必要だらうなとつくづく思います。

宮本座長 ありがとうございます。

では、一言だけ私のほうで。先ほどから出ていなかったことを1点だけつけ加えさせていただきますと、課題をたくさん抱えている高校の実態で私がずっと感じていることは、ほとんどの高校というのは普通高校でありまして、普通高校ですので、仕事につくための教育というのはできない状態になっております。その高校の生徒たちが一番就職というか社会に出る人たちの抱えている高校なのですけれども、何の資格もなく、何の職業的な準備もできずに就職していかなければいけない。大半が非正規の不安定雇用に出ていくわけなのですが、普通高校というものの制度が現実合っていないという感じがします。

在学している貴重な3年間、あるいは定時制高校なら4年間の間に仕事につくための力をつけられること。職業資格も例えばヘルパーの資格一つ与えることができないわけなのですけれども、高校が終わってからヘルパーの資格をとろうと思えば、その間の最低限の仕事につきながら、講習を受けるためのお金をためなければいけなくて、実際のところ、それはできないという。

こういうことも今の高校では何の対応もとることができないというようなことで、この子どもの貧困の問題を考えると、高校という制度の今までのかたい枠を取っ払う必要があるという感じはしています。それをつけ加えさせていただきたくてと思います。

そろそろですが、では、お二人、手短かに御発言いただいて終わりにしたいと思います。

小河構成員 ありがとうございます。小河です。

1点は、今日は特に高校とか結構高年齢の子どもたちのことが話題になりましたが、一方で幼い子ども、特に就学前の子どもの保育とか、そこにちゃんとアプローチをするというのは欧米の調査でも非常に効果があるのだというようなことも示されていますので、その保育の部分についてもぜひ今後大切にさせていただかなければいけない。全ての世代を対象にしていかなければいけないということが1点あります。

2点目ですが、今後のあり方にも関わると思うのですけれども、母子家庭の関連の当事者の方々、私よりも本当にお詳しい方がいるのですが、それ以外にも、ひとり親世帯以外にも貧困の当事者の方、支援者の方がいらっしゃるということもありますし、できる限り今後時間の関係もあると思うのですけれども、幅広い、いろんな意味で先駆的な活動だ

とか、いろんな実態を知ってらっしゃる方の御意見もできる限り聞いていただくような場を今後つくっていただけるとありがたいというのが2点目です。

3点目は、もう一つの柱が、まず今、子どもの貧困というものの自体がどういう状況になっているのかがはっきりしていないというところがあるかと思imasuので、実態把握です。調査研究、これは私が言うのも大変僭越なのですが、先生方もお詳しいと思うのですけれども、既に今あるデータをどのように活用していくか、あるいは新たな調査も含めてどのようにやっていくのか。今後、特に子どもの貧困率を含めた指標というのも複数の指標を使って状況を把握するということですから、それにもかかわってくる重要なことになってくるだろうと思imasu。

例えば生活保護だけを限定してしまうと、全体の子どもの貧困層というのが明らかにならないわけなので、できる限り15.7%と言われている貧困の状況にある子どもたち全体をカバーするような実態把握もぜひする必要があると思imasuので、その点についても今後考慮していただければありがたいと思imasu。

宮本座長 ありがとうございます。

これは貧困というすぐ生活保護世帯というのが随分ありますけれども、そうではないということは大変重要な御指摘だと思imasu。

道中構成員、どうぞ。

道中構成員 宮本座長のお話がありましたように、いろいろ高校進学率を高めるということの流れなのですが、なぜ高校進学率だけを言うのかということで、なぜそこに一生懸命言うのかということでの傍証といたしまして、例えば中学校で卒業して働いている方々の離職率は、私の資料では43.0%が1年未満、2年12.3%、3年7.6%含めてトータルで62.9%の離職率なのです。ですから、中卒で社会に出ていくということがいかに厳しい現実があるかということで、少し1つの指数として事務局さんのほうに願いますのは、そういった指数があるならば、そういうものを中卒、高校卒、あるいは専門学校とか大卒という形での離職率をそこで並べられますと、いかに貧困と教育の問題、学歴の問題が影響しているかというものが反射的に出るだろうと思imasu。

それともう一つは、貧困に重大な影響を与えているのは、学歴と健康問題だという認識を持っています。ですので、その辺の健康にかかわる指数、そういったものを指標としてあれば御提示いただければと思imasu。

以上です。

宮本座長 ありがとうございます。

先ほどから奨学金の問題が出ていますけれども、就職の厳しい高校の先生方が家庭が貧しくてお金がないという事情に対して、奨学金があるよと、借りれば大学に行けるのだと、こういう指導をなさいながら、ある数年たったところではっと気づいた。大変な借金を負わせて、教員がその自覚がなかったというようなそういう実態もあるわけなのです。ある意味では貧困が奨学金をめぐる再生産されていくというような問題ももう一度整理する

必要があるように思います。

それでは、まだまだたくさんの御意見があると思いますけれども、2回目以降に送りたいと思います。

時間も参りましたのでこのあたりにして、事務局から連絡事項をお願いしたいと思います。

加藤参事官 次回、第2回検討会でございますが、先ほど資料5もございましたが、5月1日、木曜日、午前9時からの開催といたしております。内閣府が入っております合同庁舎4号館12階の1214特別会議室で開催予定でございます。よろしく願いいたします。

宮本座長 それでは、これをもちまして第1回の会合を終了いたします。

どうもありがとうございました。